

# 参考図



### 凡例

法42条1項5号道路  
(位置指定道路)

法42条2項道路  
後退方法については  
来庁の上窓口にて  
お尋ねください

法43条2項空地  
詳細については  
来庁の上窓口にて  
お尋ねください

建築基準法上  
道路扱いなし

◆点線の箇所については窓口にて  
お尋ねください◆

◆法42条1項1号道路等一部の  
道路は表示していません◆

◆国道、府道、市道の詳細については  
各道路管理者へお尋ねください◆

指定道路図の利用にあたってはホームページに記載の利用規約  
及び禁止事項を理解し同意したものとみなします。

八尾市ホームページ 指定道路図の公開  
利用規約 禁止事項 については右記QRコードから閲覧できます。

